



PFIと指定管理者制度との整合について

質 問

PFIにより公の施設を整備し、PFI事業者によるその管理を委ねようとする場合、PFI事業者を指定管理者に指定する必要がありますか。

また、PFI事業者を指定管理者に指定する場合、PFIの事業者契約と指定管理者の指定について、議会の議決手続はどのようになりますか。

回 答

1. 指定管理者制度

平成15年に制定・公布された地方自治法の一部改正法によって、指定管理者制度が導入されました。

これにより、従来は公の施設の管理委託者の範囲は公共団体と公共的団体、地方公共団体の出資法人に限られていましたが、民間の営利法人も含めた法人その他の団体にも広がられました。

指定管理者制度の下では、地方公共団体は公の施設の管理について、民間の豊富な経営ノウハウを取り入れて住民に多彩なサービスを提供できるとともに、指定管理者は公の施設の管理において以下のことなどを行うことができるようになりました。

- 利用者からの料金を自らの収入として収受すること。
- 条例により定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。

2. PFI事業者を指定管理者にする必要の有無

(1) 公の施設の管理をPFI事業者に包括的に委任する場合

PFI事業者による公の施設の管理を、包括的に行わせるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を採用する必要があります。

(2) 公の施設の管理をPFI事業者に包括的には委任しない場合

PFI事業者に対して、当該公の施設において、包括的な委任ではなく、例えば下記のような諸業務をPFI事業として行わせる場合は、PFI事業者が指定管理者である必要はありません。

① 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③ 私人の公金取扱いの規定（自治法第243条、自治法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

また、これらの事業のうち複数のものをPFI事業として行わせることも可能ですが、その場合、公の施設の利用に係る料金をPFI事業者の収入として収受させること及び料金をPFI事業者が定めることはできません。（参照：「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け事務次官通知（平成17年10月3日一部改正））

3. PFI事業者を指定管理者とする場合の議会の 手続

(1) PFI事業契約と指定管理者の指定は別個の議決が必要

PFI法に規定する契約と指定管理者制度における指定管理者の指定については、別個の制度であることから、一方の手続きが自動的に他の手続きを兼ねるということはありません。

(2) PFI事業契約と指定管理者の指定の議決のスケジュール

指定管理者は、公の施設の設置管理条例が制定(下図③)された後に、その条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものです。

しかし、住民や議会に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必

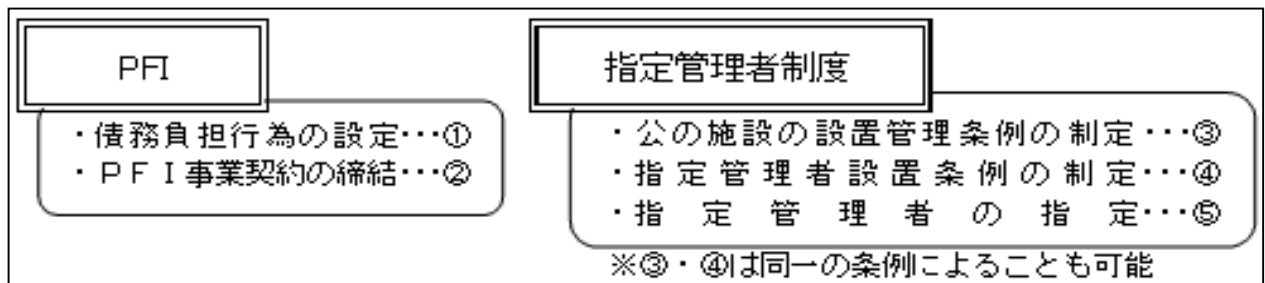
ずしも必要とされず、PFI事業者が指定管理者となることができるよう公の施設の設置管理条例(下図③)で規定することも可能です。

公の施設の設置管理条例は、公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることができることから、PFI契約に係る議決(下図②)を行う議会と同じ議会において、公の施設の設置管理条例を定める(下図③)ことも排除されません。

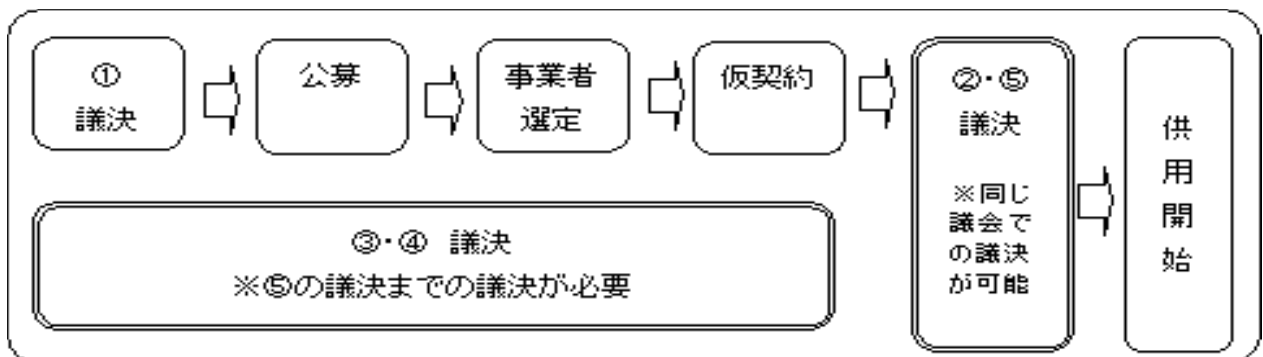
また、公の施設の設置管理条例に規定する指定管理者を選定する手続きの方法によりますが、同じ議会において、指定管理者の指定の議決(下図⑤)を行うことも可能です。

(大阪府総務部市町村課総務・企画グループ)

(図) PFIと指定管理者それぞれに必要な議決項目



考え得る議決のスケジュール



(出典:「PFIと指定管理者制度について(平成16年12月15日総務省)」)